

郡山市議会インターネット中継・録画配信データの利用ルール

(趣旨)

「郡山市議会インターネット中継・録画配信」データ（以下「本市議会映像データ」）の利用に関し必要な事項を定める。

(目的)

郡山市議会は、本市議会が配信・管理する本市議会映像データについて転用等の利用を幅広く認め、郡山市議会基本条例(平成27年6月17日郡山市条例第55号)で謳う市民に開かれた議会を推進するが、無秩序な利用は本市議会の品位や信頼性を失墜させる危険性もあることから、利用に係る責任の所在、不適切な利用への対応、及び本市議会映像データの著作権の帰属を明らかにし、本市議会の品位や信頼性の担保を図る。

(利用のルール)

利用申請は不要とするが、本市議会映像データの利用を行うすべてのものは、著作権法（第32条、第40条等）及び以下のルールを厳守することとする。

1 本市議会映像データの加工及び編集を行ってはならない。

ただし、趣旨を損なわない範囲で行う加工及び編集は、この限りでない。

「趣旨を損なわない範囲」とは、

趣旨が変わらない範囲でのトリミングや、タイトルの挿入、BGMの追加、発言内容を認識しやすくするための字幕の挿入を言う。

なお、発言の一部を故意的に消去することや効果音の挿入、色、形、再生速度の変更は認めない。

2 加工及び編集において、他人の名誉を棄損するなどの問題が生じた場合の責任は、利用した本人が負うものとする。

(不適切な利用への対応)

上記の趣旨・目的・ルールを逸脱している不適切な利用（加工及び編集側の故意がなくとも、客観的に感じられるものを含む）が指摘された場合は、直ちに議長に報告し、議長の指示により、当該サイトの管理者に映像の削除を申し入れる。

(著作権の帰属)

本市議会映像データの著作権は、郡山市に帰属し、郡山市議会が管理する。